

高齢者インフルエンザ予防接種について 問い合わせ

本庁健康増進課健康係 電話 (56) 2224
総合支所保健福祉課保健係 電話 (58) 7071

◆「高齢者インフルエンザ予防接種」の費用の一部を町で助成します。

■対象者

- 65歳以上の方（接種日に65歳の誕生日を迎えている方）
- 60歳以上65歳未満で心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫ウイルスによる免疫の機能に障害のある方で概ね身体障害者手帳1級に相当する障害をお持ちの方

■助成対象期間

10月1日（日）～12月31日（日）

■予防接種までの手順

- ①役場健康増進課または保健福祉課へ接種希望の連絡をする。（住所、氏名、電話番号、接種予定医療機関名）

- ②接種を希望する医療機関に予約をする。
- ③役場から予診票等の用紙が送られる。
- ④送られた予診票等に必要事項を記入し、医療機関に持参して接種を受ける。

■自己負担額

1,500円

川根本町内及び榛原医師会員の医療機関で接種の場合、窓口で1,500円をお支払いください。

上記以外の医療機関で接種の場合は接種料金全額をお支払いください。接種後助成金交付申請書と領収書写しを提出することにより、接種料金と自己負担額の差額をお支払いいたします。

詳しくは、上記役場問い合わせ先までお電話ください。

山村開発センター「研修室」の供用を開始します

問い合わせ 本庁総務課財政係 電話 (56) 2220

◆山村開発センター「研修室」について、一般の皆様が利用できるようになりました。

山村開発センターでは、今年5月末まで町史編さん業務で使用していた部屋を「研修室」として、一般の皆様が利用できるよう平成18年10月1日から供用を開始します。

使用単価及び基本使用料

行政財産の名称		使用単位及び基本使用料（単位：円）			
山村開発センター		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで
室名	大会議室	800	1,000	1,800	2,300
	中会議室	500	700	1,200	1,500
	小会議室	300	400	700	1,000
	研修室	200	300	500	700
	和室	500	700	1,200	1,500

■町外の方や団体が使用する場合は基本使用料の2倍の額にて使用することができます。

■また、販売行為を伴わない商業宣伝等を目的として使用する場合には、別に基本使用料の2倍の額にて使用することができます。（町外の団体の販売行為を伴わない商業宣伝等を行う場合は、基本使用料の3倍の額となります。）

■各室とも、冷暖房施設を使用する7月～9月、11月～3月には基本使用料の2割加算となります。

※ 商業宣伝での使用の場合、悪徳商法防止の観点から、施設内での販売行為や来場者の住所等の調査をすることを禁止します。

詳しくは、上記役場問い合わせ先までお電話ください。